

第2期

吉野ヶ里町 子育て支援プラン

(吉野ヶ里町次世代育成支援行動計画及び吉野ヶ里町子ども・子育て支援事業計画)

概 要 版



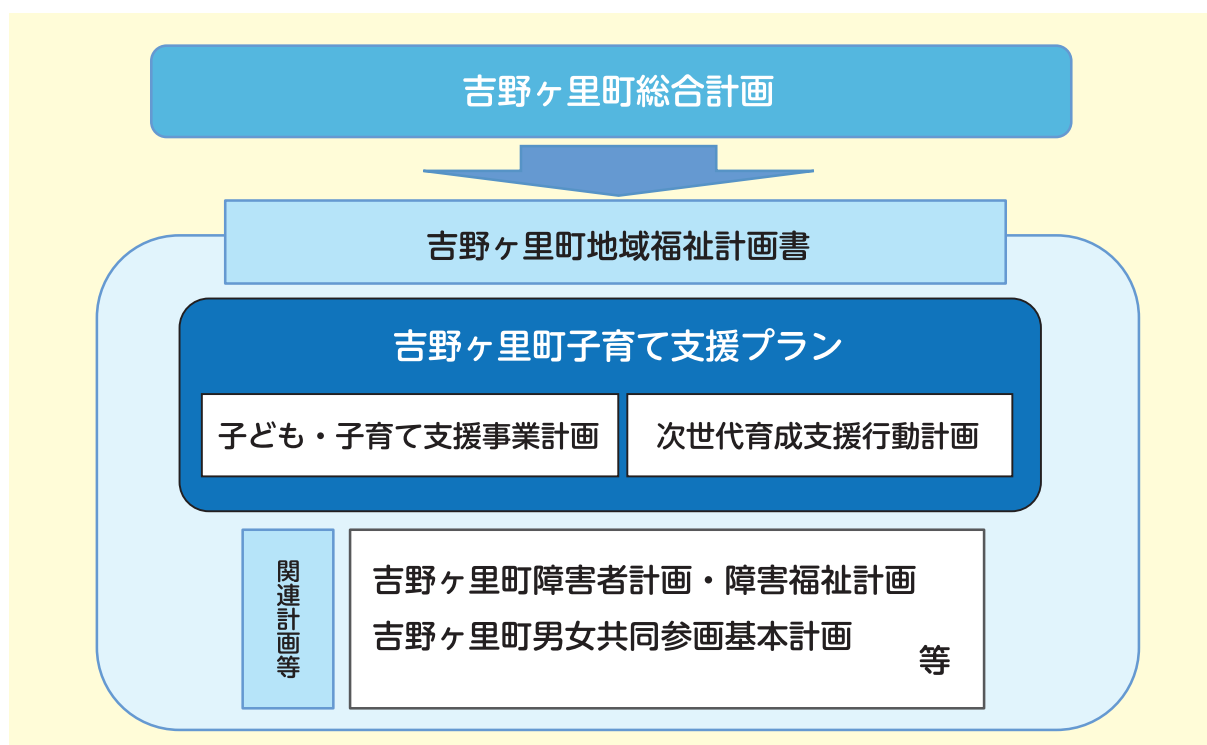
令和2年3月
吉野ヶ里町

計画の概要

吉野ヶ里町では平成27年3月に「吉野ヶ里町次世代支援行動計画」と「吉野ヶ里町子ども・子育て支援事業計画」を含む「吉野ヶ里町子育て支援プラン」の策定を行いました。令和元年度に計画期間が満了となるため、「第2期吉野ヶ里町子育て支援プラン」を策定します。

計画の位置づけ

『吉野ヶ里町子育て支援プラン』は、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、改正次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」を包含した計画です。本計画は、「吉野ヶ里町総合計画」や「地域福祉計画書」など、関係する計画との整合・連携を図ります。



計画の計画期間

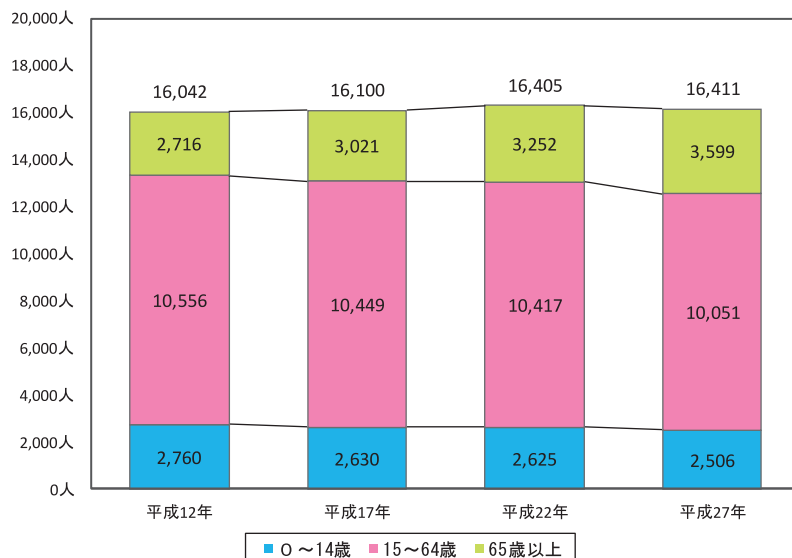
計画期間は、令和2年度を初年度とし、令和6年度までの5年間となります。



子どもを取り巻く現況

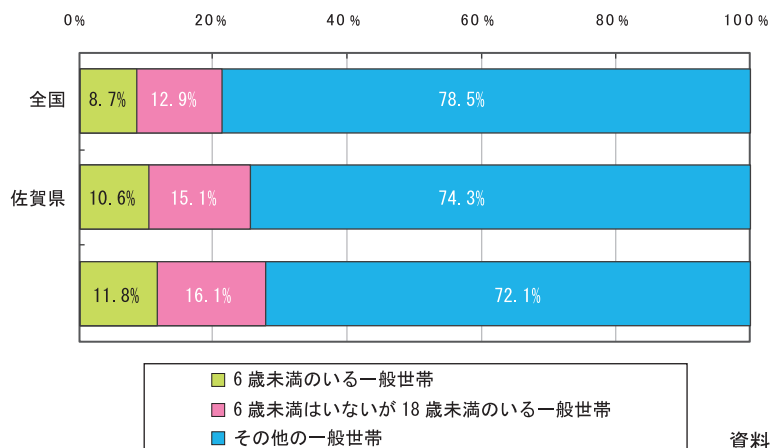
◇年少人口(0～14歳)の構成比の減少、老年人口(65歳以上)の構成比の増加が続いており、少子高齢化が進行

【年齢3区分別人口の推移】



資料：国勢調査

【子どものいる世帯の状況】

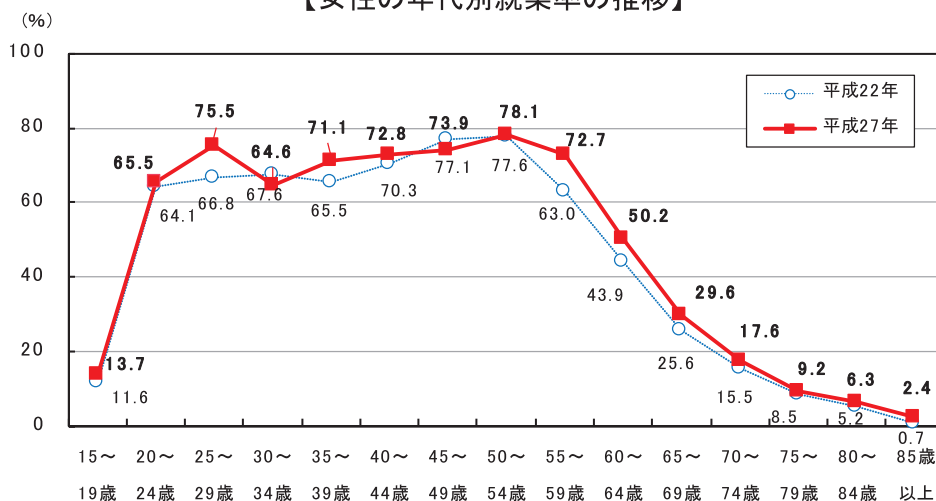


◇子どものいる世帯の状況は、6歳未満のいる一般世帯、6歳未満はいないが18歳未満のいる一般世帯、いずれも全国水準・佐賀県水準を上回っており、子どもがいる世帯の割合が多い

資料：国勢調査（平成27年）

◇女性の就業状況について、年代別就業率を平成22年と平成27年を比べると、離職する割合が20代と40代で少なくなっている

【女性の年代別就業率の推移】



資料：国勢調査

子育てに関する課題

本計画策定の基礎資料とするため、子育ての実態やご要望・ご意見などを把握する目的として平成31年2月に実施した子ども・子育て支援に関するニーズ調査や第1期の子育て支援プランの庁内評価、本町の子どもを取り巻く状況からみた必要性が求められている課題は下記のとおりです。

- ◇ 人口減少に伴う子育て支援の充実、子育てしやすい環境づくり
- ◇ 仕事と子育ての両立の支援
- ◇ 子どもが病気やケガをした場合の対応、病児・病後児保育の充実
- ◇ 地域子育て支援センターなどの周知・充実
- ◇ 育児休業給付、保険料が免除になる仕組みの周知
- ◇ 子育てに関しての悩みについて気軽に相談できる体制の充実
- ◇ 保育サービス、幼児教育のさらなる充実
- ◇ 子育て支援の情報提供の充実

基本理念

【基本理念】

わくわくと夢を育む環境で、のびのびと生きる未来の子

吉野ヶ里町で生まれるすべての子どもたちが家族や地域に心から祝福され、親たちが子育てを通じて喜びに満ちた生活を送ることができ、吉野ヶ里町で子どもを育てたい、育てて良かったと思えるようなまちづくりを目指します。

また、子どもたちが健やかに育っていける環境づくりや、地域の中で助けあいながら子育てや子どもの成長をともし見守る環境づくりにも取り組み、子どもたちが未来に向かって明るく健やかに育つまちづくりを進めていきます。



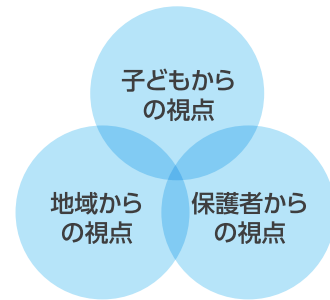
基本的な視点

3つの基本的な視点を設定し、すべての子どもが幸せに暮らせる子育て環境を目指します。

I 子どもからの視点

～すべての子どもの健全な育ちを支援する基盤づくり～

吉野ヶ里町の明日を担う子どもたちの幸せを第一に考え、吉野ヶ里町で生まれ育っているすべての子どもたちが、家庭環境や障がいの有無に関係なく、心身ともに健やかに育つための環境づくりを進めます。



II 保護者からの視点

～安心して子どもを生み、夢ある子育てができる環境づくり～

すべての親が、安心して子どもを生み、ゆとりをもって楽しく子育てができるよう、さまざまな子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育ての質の向上にも配慮し、きめ細かな子育て支援が行われるような環境づくりを進めます。



III 地域からの視点

～心を通わす子育て支援の輪が広がるまちづくり～

地域社会の一員である子どもたちを健やかに育むためには、家庭はもとより地域全体で子育てを温かいまなざしで積極的に見守っていくことが求められます。これからの次世代を担う子どもたちの成長を地域全体で支えていくためにも、住民参加による子育て支援ネットワークの形成など、連携と協力のもとに、子どもとその保護者を地域で支え合う体制づくりを進めます。



基本目標

基本理念を達成するため、4つの基本目標を設定し、各施策や取り組みを推進していきます。

基本目標Ⅰ 地域の絆が育む、子育て家庭が暮らしやすいまちづくり

ひとり親家庭、障がいのある子どもを養育している家庭、専業主婦など、子育てをしているすべての人が、安心して子育てができるよう、地域におけるさまざまな子育て支援サービスの充実を推進します。

また、地域における子育てネットワークの形成や交流活動の支援など、地域資源を活用した子育て支援の充実を推進します。

基本目標Ⅱ 子育てと仕事の両立を支援し、安心して働けるまちづくり

働きながら子育てしている人のために、多様な保育ニーズに対応し、利用しやすい保育サービスの充実を図っていきます。

また、男女共同参画意識の醸成と、父親の役割等の啓発や子育てへの参加促進に向けた取り組みを推進していきます。

基本目標Ⅲ 吉野ヶ里町の風土、自然、文化の中で、子どもたちが健やかに育つまちづくり

吉野ヶ里町の自然と風土の中で、子どもたちがたくましく生きる力を伸ばすことができるよう、学校、家庭、地域の教育力の向上に向けた取り組みを推進します。

また、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、親子の健康づくり支援等を進めます。

基本目標Ⅳ 地域の優しいまなざしに見守られて、子どもたちが安全に育つまちづくり

親子が安心して快適に暮らすことができるよう、住環境や道路環境の整備をはじめ、外出しやすい環境づくりや子どもを犯罪や交通事故から守るまちづくりを推進します。



計画の体系

「第2期吉野ヶ里町子育て支援プラン」における体系は次のとおりです。

【基本理念】わくわくと夢を育む環境で、のびのびと生きる未来の子

【基本的な視点】

- I 子どもからの視点 ～すべての子どもの健全な育ちを支援する基盤づくり～
- II 保護者からの視点 ～安心して子どもを生み、夢ある子育てができる環境づくり～
- III 地域からの視点 ～心を通わす子育て支援の輪が広がるまちづくり～

基本目標Ⅰ 地域の絆が育む、子育て家庭が暮らしやすいまちづくり

基本施策1	地域における子育て支援
①	地域における子育て支援サービスの充実
②	子育て支援のネットワークづくり
③	児童の健全育成
基本施策2	要保護児童等へのきめ細かな取り組みの推進
①	児童虐待防止対策の充実
②	ひとり親家庭等の自立支援の推進
③	障がい児施策の充実
④	貧困状況にある家庭への支援
⑤	外国につながる子どもやその家庭への支援

基本目標Ⅱ 子育てと仕事の両立を支援し、安心して働けるまちづくり

基本施策3	職業生活と家庭生活との両立の推進
①	保育サービスの充実
②	仕事と子育ての両立の推進

基本目標Ⅲ 吉野ヶ里町の風土、自然、文化の中で、子どもたちが健やかに育つまちづくり

基本施策4	母性と乳幼児等の健康の確保
①	妊娠・出産の安全安心対策
②	子どもや母親の健康の確保
③	思春期保健対策の充実
④	食育の推進
⑤	小児医療の充実
基本施策5	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
①	次代の親の育成
②	家庭や地域の教育力の向上
③	子どもを取り巻く有害環境対策の推進
④	子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

基本目標Ⅳ 地域の優しいまなざしに見守られて、子どもたちが安全に育つまちづくり

基本施策6	子育てを支援する生活環境の整備
①	良質な住環境の整備
②	安心して外出できる環境の整備
基本施策7	子ども等の安全の確保
①	安全・安心に暮らせるまちづくり
②	子どもの交通安全を確保するための活動の推進
③	子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
④	被害にあった子どもの保護の推進

(1) 教育・保育の提供区域の設定

本町は地形的に山岳や大規模河川等で分断されておらず、一体となった地理的条件を有します。また、国道・県道・町道等で町内の各地域が結ばれており、社会的なつながりがあります。さらに、町内の幼児教育・保育施設は、町内全域から利用されています。

以上を勘案し、本町の「教育・保育の提供区域」は、町全域を1区域と設定します。

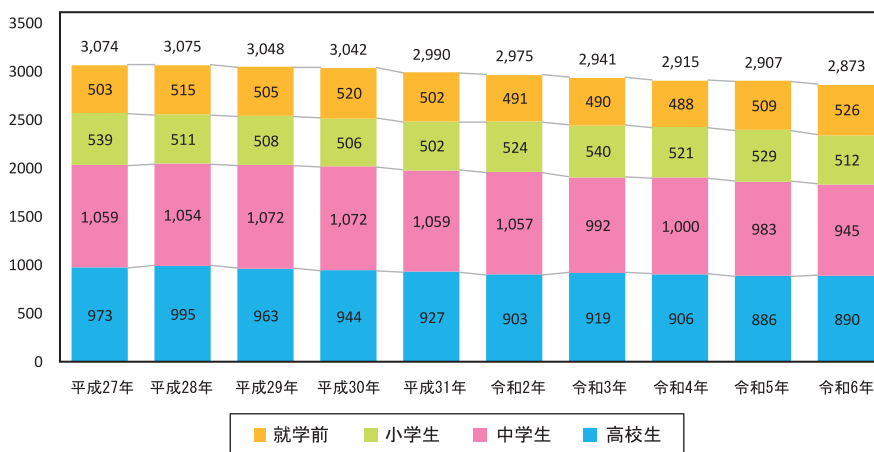
このため、本計画の量の見込みは、すべてこの区域(町全域)を対象とした設定となります。

(2) 将来の子ども人口

0～17歳(各年4月1日現在)の子ども人口については、少子化による減少傾向で推移し、平成31年の2,990人から令和6年には2,873人にまで減少することが見込まれます。

このうち、就学前の子ども(0～5歳)については、同期間に927人から890人へと37人の減少、小学生(6～11歳)については1,059人から945人へと114人の減少、中学生(12～14歳)については502人から512人へと10人の増加、高校生(15～17歳)については502人から526人へと24人の増加が、それぞれ見込まれています。

【将来の子ども人口】



(3) 教育・保育の見込み量と提供体制確保の方針

本町では、就学前の保育・教育施設などの利用にあたり、子どもの年齢や保育の必要性に応じて利用のための認定を行います。計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」は、平成27年度からの実績を基に、計画策定に係るニーズ調査(平成30年度実施)の結果も活用し定めます。

【幼児期の保育・教育の量の見込みと確保の内容及び時期】

「保育・教育施設による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定、この事業計画に基づき、計画期間において必要な保育・教育施設の整備を計画的に実施していきます。

【確保方策の考え方】

母親の就労率の上昇などによる保育ニーズの増加が今後も見込まれるため、地域の実情に合わせて、定員の見直しを行い、提供体制を確保していきます。



地域子ども・子育て支援事業

すべての子育て家庭を支援するため、地域での様々な子育て支援事業を実施します。

- (1)利用者支援事業
- (2)地域子育て支援拠点事業
- (3)妊婦健康診査
- (4)乳児家庭全戸訪問事業
- (5)養育支援訪問事業
- (6)子育て短期支援事業
- (7)ファミリー・サポート・センター事業
- (8)一時預かり事業
- (9)延長保育事業
- (10)病児・病後児保育事業
- (11)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)・放課後子ども教室
- (12)実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (13)多様な事業者の参入促進・能力活用事業

詳細は計画書
P41 ～ P48

計画の推進・点検体制について

本計画を進めるためには、行政、家庭、保育施設、学校、地域、職場(企業)などが共通認識のもと、互いに連携して取り組んでいくことが重要です。

そのため、それぞれの立場において、自主的な活動を繰り広げるため、計画の理念や計画目標の達成に向け、下記の点に留意しながら取り組みを進めていきます。

- (1) 住民参画の推進
- (2) 地域組織との連携強化
- (3) 行政各部門との連携
- (4) 子ども・子育て会議による計画の点検



第2期吉野ヶ里町子育て支援プラン

(吉野ヶ里町次世代育成支援行動計画及び吉野ヶ里町子ども・子育て支援事業計画)

【概要版】

発行年月：令和2年3月

発行：吉野ヶ里町 こども・保健課 子育て包括支援係 (東脊振健康福祉センターきらら館内)

住所：【東脊振庁舎】〒842-0104 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津 775

電話番号：(0952) 51-1618 FAX：(0952) 52-8621

URL：<https://www.town.yoshinogari.lg.jp>